

議案第 6 1 号

境港市税条例等の一部を改正する条例制定について

境港市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 3 0 年 9 月 5 日 提出

境港市長 中 村 勝 治

## 境港市税条例等の一部を改正する条例

(境港市税条例の一部改正)

第1条 境港市税条例(昭和30年境港町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節の規定中」を「この節(第48条第10項から第12項までを除く。)の規定中」に改める。

第24条第1項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」を「得た金額に10万円を加算した金額」に改める。

第34条の2中「扶養控除額を、所得割の」を「扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の」に改める。

第34条の5中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第34条の6第4項の表中

「

特定非営利活動法人 鳥取県自閉症協会	鳥取市瓦町601番地	平成27年1月1日から 平成31年12月31日まで
-----------------------	------------	------------------------------

」を

「

特定非営利活動法人 鳥取県自閉症協会	鳥取市瓦町601番地	平成27年1月1日から 平成31年12月31日まで
特定非営利活動法人 ハーモニカレッジ	鳥取県八頭郡八頭町才代 299番地	平成30年1月1日から 平成34年12月31日まで

」

に改める。

第36条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額若しくは」を「配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは」に改める。

第48条第1項中「による申告書を」を「による申告書(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)を」に改め、同条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を

使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

（製造たばこの区分）

第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

（1）喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

（2）かみ用の製造たばこ

（3）かぎ用の製造たばこ

第93条の次に次の1条を加える。

（製造たばことみなす場合）

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しが行われたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第94条第1項中「第92条第1項」を「第92条の2第1項」に、「消費等に係る」を「消費等（以下この条及び第98条において「売渡し等」という。）に係る」に改

め、同条第2項中「前項の製造たばこの本数」を「前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に、「関し、製造たばこ」を「関し、第4項の製造たばこ」に、「重量に」を「重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に」に改め、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第94条第3項中「前項」を「第2項」に、「の重量を本数に」を「の重量を紙巻たばこの本数に」に、「場合の」を「場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第92条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の

認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ(当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ(たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第94条に次の4項を加える。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第95条中「5,262円」を「5,692円」に改める。

第96条第3項中「第92条」を「第92条の2」に改める。

第98条中「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

第2条 境港市税条例(昭和30年境港町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

第3条 境港市税条例(昭和30年境港町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第95条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 境港市税条例(昭和30年境港町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法(昭和59年法律第72号)第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「たばこ税法(昭和59年法律第72号)」を「たばこ税法」に改める。

第95条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 境港市税条例（昭和30年境港町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第93条の2中「以下この条及び次条第3項第1号において」を「以下この条において」に改める。

第94条第3項中「第1号」を「次」に、「換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数」を「換算した紙巻たばこの本数」に改め、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は」を「換算する場合における計算は」に改め、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

（境港市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 境港市税条例の一部を改正する条例（昭和38年境港市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第5条の4第1項中「得た金額」を「得た金額に10万円を加算した金額」に改める。

附則第17条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

（境港市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第7条 境港市税条例等の一部を改正する条例（平成27年境港市条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項中「新条例」を「市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第92条第1項」を「市税条例第92条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中境港市税条例（昭和30年境港町条例第6号。以下「市税条例」という。）第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第93条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第94条から第96条ま

で及び第98条の改正規定並びに第7条並びに附則第3条から第5条までの規定  
平成30年10月1日

- (2) 第1条中市税条例第24条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第36条の2第1項の改正規定並びに第6条中境港市税条例の一部を改正する条例（昭和38年境港市条例第24号。以下「一部改正条例」という。）附則第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条の規定 平成31年10月1日
- (4) 第1条中市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日
- (5) 第3条並びに附則第6条及び第7条の規定 平成32年10月1日
- (6) 第1条中市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第34条の2及び第34条の5の改正規定並びに第6条中一部改正条例附則第5条の4の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (7) 第4条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成33年10月1日
- (8) 第5条の規定 平成34年10月1日  
（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）第24条第2項（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第36条の2第1項並びに第6条の規定による改正後の一部改正条例（以下「新一部改正条例」という。）附則第17条の2第3項の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第24条第1項第2号、同条第2項（「得た金額」を「得た金額に10万円を加算した金額」に改める部分に限る。）並びに同条例第34条の2及び第34条の5並びに新一部改正条例附則第5条の4の規定は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第4条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第7条第1項及び第9条第1項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(境港市税条例等の一部を改正する条例(平成27年境港市条例第20号)附則第5条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の市税条例(第4項及び第5項において「30年新条例」という。)第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。附則第7条第1項及び第9条第1項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項	境港市税条例等の一部を改正する条例(平成30年境港市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。)附則第
------	----------------	--



		4条第3項
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第4条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書で、その提出期限	平成30年改正条例附則第4条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第4条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第4条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第4条第3項

5 30年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置）

第5条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第7条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第9条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項	境港市税条例等の一部を改正する条例（平成30年境港市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第7条第3項
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第7条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書で、その提出期限	平成30年改正条例附則第7条第3項の納期限

第98条第4項	施行規則第34号の2様式 又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部 を改正する省令（平成30 年総務省令第25号）別記 第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第 7条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第 7条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第 7条第3項

5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（市たばこ税に関する経過措置）

第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第7号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による

（手持品課税に係る市たばこ税）

第9条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、

平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項	境港市税条例等の一部を改正する条例（平成30年境港市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第9条第3項
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書で、その提出期限	平成30年改正条例附則第9条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項

- 5 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項

の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(参 考)

## 主 な 内 容

### 1 寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人の指定(第1条中第34条の6関係)

個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金に、境港市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例に規定する基準を満たした「特定非営利活動法人ハーモニカレッジ」に対して平成30年1月1日から平成34年12月31日までの間になされた寄附金を加える。

### 2 市たばこ税の見直し(第1条中第92条、第92条の2、第93条の2、第94条、第95条、第96条、第98条、第2条、第3条、第4条、第5条、第7条関係)

#### (1)旧3級品の紙巻たばこに係る特例税率廃止時期の変更

旧3級品の紙巻たばこに係る特例税率廃止時期について、平成27年度税制改正により、平成31年4月1日に予定されていたが、これを、平成31年10月1日実施に延期する。

[旧3級品の紙巻たばこに係る税率] (単位：円/1,000本)

実施時期等	地方			国等	合計
	市	県	合計		
現 行	4,000	656	4,656	4,656	9,312
平成31年10月1日 (特例税率廃止)	5,692	930	6,622	6,622	13,244

#### (2)市たばこ税率の引上げ

国と地方の配分比率1：1を維持した上で、平成30年10月1日、平成32年10月1日、平成33年10月1日の3回に分けて、地方のたばこ税について1本当たり0.5円ずつ計1.5円、国と地方をあわせて1本当たり1円ずつ計3円引上げる。

[たばこ税の税率] (単位：円/1,000本)

実施時期等	地方			国等	合計
	市	県	合計		
現 行	5,262	860	6,122	6,122	12,244
平成30年10月1日	5,692	930	6,622	6,622	13,244
平成32年10月1日	6,122	1,000	7,122	7,122	14,244
平成33年10月1日	6,552	1,070	7,622	7,622	15,244

#### (3)手持品課税の実施

市たばこ税の税率の引上げ日前に売渡しまたは消費された製造たばこを、税率見直し実施の同日に、販売のため所持する販売業者に対して、手持品課税として市たばこ税を課する。

[手持品課税の税率] (単位：円／1,000本)

実施時期	手持品課税	対 象
平成30年10月 1 日	430	旧 3 級品以外
平成31年10月 1 日	1,692	旧 3 級品のみ
平成32年10月 1 日	430	旧 3 級品及び
平成33年10月 1 日	430	旧 3 級品以外

#### (4)加熱式たばこの課税方式の見直し

地方税法上の喫煙用の製造たばこの区分として、「加熱式たばこ」の区分が創設されたことに伴い、加熱式たばこの本数を紙巻たばこの本数へ換算する際の換算方法を見直す。

[旧課税方式]

- ・直接加熱方式

製造たばこ(巻紙・フィルター等および葉たばこ・溶液)の重量1gごと紙巻きたばこ1本に換算

- ・間接加熱方式

製造たばこ(巻紙・フィルター等および葉たばこ(溶液を除く))の重量1gごと紙巻きたばこ1本に換算

[新課税方式]

- ・重量の要素(葉たばこ・溶液の重量で紙巻たばこ何本分に相当するか)

製造たばこのうち、葉たばこ・溶液の0.4gごとに紙巻たばこ0.5本に換算

- ・価格の要素(価格面で紙巻たばこ何本分に相当するか)

紙巻たばこ1本当たりの平均小売価格(紙巻たばこ1本当たりの国及び地方のたばこ税並びにたばこ特別税に相当する金額の合計額を100分の60で除して計算した金額(H30.10現在 約22.07円))をもって、加熱式たばこの小売価格(小売定価から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額)を紙巻たばこの0.5本に換算

- ・加熱式たばこ1箱の紙巻たばこの本数への換算本数

重量の要素と価格の要素の換算本数より算出

$$\text{換算本数} = ((\text{加熱式たばこ1箱当たりの葉たばこ・溶液の重量}) \div 0.4g) \times 0.5本$$

$$+ ((\text{加熱式たばこ1箱当たりの小売価格}) \div 22.07円) \times 0.5本$$

課税方式の見直しについては、平成30年10月1日から平成34年10月1日までに5段階で実施し、経過期間中の課税標準は、新課税方式による紙巻たばこへの換算を5分の1ずつ増やしていく。

	旧課税方式での換算方法	新課税方式での換算方法
現 行	旧換算本数×1.0	—
H30.10.1～H31.9.30	旧換算本数×0.8	新換算本数×0.2
H31.10.1～H32.9.30	旧換算本数×0.6	新換算本数×0.4
H32.10.1～H33.9.30	旧換算本数×0.4	新換算本数×0.6
H33.10.1～H34.9.30	旧換算本数×0.2	新換算本数×0.8
H34.10.1～	—	新換算本数×1.0

- 3 大法人の法人市民税に係る電子申告の義務化(第1条中第23条、第48条関係)  
事業年度の開始の時ににおける資本金の額又は出資金の額が1億円を超える等、一定の条件に該当する法人について、法人市民税の電子申告を義務化する。
- 4 個人所得課税の見直し(第1条中第24条、第34条の2、第34条の5、第6条関係)
- (1) 非課税措置に係る所得要件の見直し  
給与所得控除・公的年金控除から、基礎控除への控除額の一部振替に伴い、非課税措置に係る所得要件を10万円引上げる。  
障がい者、未成年又は寡婦・寡夫に対する非課税措置  
合計所得要件：125万円以下⇒135万円以下  
均等割及び所得割の非課税限度額  
合計所得要件の基準額に10万円を加算
- (2) 基礎控除及び調整控除の適用範囲の見直し  
基礎控除及び調整控除の適用範囲を前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者に限定する。
- 5 施行期日  
1 については、公布の日  
2(1)については、平成30年10月1日  
2(2)及び2(3)については、平成30年10月1日、平成32年10月1日、平成33年10月1日  
2(4)については、平成30年10月1日、平成31年10月1日、平成32年10月1日、平成33年10月1日、平成34年10月1日  
3 については、平成32年4月1日  
4 については、平成33年1月1日